

日本史

I 次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。(問1から問4まですべてで400字以内)

「明治維新の成功は、江戸時代の蓄積があったから」というのはまさにその通りです。むしろ、江戸時代の成長が著しく、ついに幕藩体制というシステムでは支えきれなかったから、明治維新という“着替え”が起こったのです。(中略)江戸時代に一体何を蓄積したのかという点について、私たちはあまりにも知らなさすぎます。そこで、江戸時代がどんな時代だったのか大雑把に理解していただくために教科書を読むよりもずっとわかりやすく覚えやすいキーワードを3つご紹介します。(中略)1つ目は「財政政策」の要点です。徳川幕藩体制において、徳川家は全国3000万石分の中央政府の役割を果たさなければならないのに、徴税権が400万石分しかなかった。実はあまり知られていないこの点こそが、(a)幕府の慢性的な財政難の根本原因だったのです。(中略)3つ目は「社会制度」の要点です。本書ではここまで、「(b) = 農民 = 庶民」という一般的な定義を使ってきましたが、ここからは区別します。(b)とは農民および非農業民(商業、運輸業、サービス業等に従事する人々)を含む庶民の総称であって、決して農民というわけではありません。むしろ、(b)の中に含まれる専門農家の割合は江戸時代以前から極めて少なく、過半数以上が非農業従事者だったのです。(中略)しかもちょうどこの時期《安政の開国の時期：作問者注》は、支那が「太平天国の乱」(1851～64)の真っ只中でした。支那は世界的な絹と茶の産地でしたが、戦乱で国土が荒廃し、絹の輸出どころではありません。また、ヨーロッパにおいても、微粒子病などの蚕病によって絹の生産量が大幅に低下していました。絹と絹織物マーケットは供給不足に陥っていたのです。日本の(b) (農民とは限らない)たちがこのチャンスを黙ってみているわけがありません。江戸時代の中期から、(c)マーケットオリエンテッドな生産者、流通業者は日本に溢れていましたから当然です。1859(安政6)年の横浜開港により、これまで長崎にほぼ制限されていた貿易が、(d)横浜でもできるようになりました。このチャンスをとらえて一攫千金を狙う人々が絹や茶の増産に励み、大量の物資が港に運び込まれたのです。養蚕は東日本の山間部などで行われていましたが、そこで作られた絹は横浜を目指しました。

※ 「経済で読み解く日本史 江戸時代 上念司著」より引用(問題作成の都合上、一部改変)

問1 下線部(a)について、享保の改革に焦点を当てるとき、財政難を改善するためにどのような施策が行われたかを、財政難となった背景にも言及して説明せよ。

問2 下線部(b)について、4つの空欄に共通して当てはまる語句を記せ。

問3 下線部(c)について、このような流通業者として在郷商人が挙げられるが、彼らが台頭してきた背景を説明せよ。また、幕府が彼らの活動を抑制しようとした政策として五品江戸廻送令が出されたが、「五品」をすべて記したうえでその内容を説明せよ。

問4 下線部(d)について、横浜港が開国後の貿易の中心となった地理的理由を簡潔に説明せよ。

II

次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。(問1から問4まですべてで400字以内)

大日本帝国憲法は外見的立憲主義と呼ばれるが、その理由は何なのだろうか。まずは権力分立の面・国民の権利保障の面で明治憲法と日本国憲法と比較しながら説明してみよう。新旧憲法ともに三権分立・司法権独立の精神を持った点で共通するが、旧憲法下では統治権を総攬する(a)天皇のもとに諸国家機関が併置されたのに対し、新憲法下では、「抑制と均衡」を相互に機能させる三権分立制が保障された。議会はいずれも二院制が採用されたが、旧憲法の貴族院は非公選であり、帝国議会は天皇の協賛機関として法律・(b)予算の審議を担当し、憲法改正の発議権も天皇が有していたのに対し、新憲法下において両院ともに選挙された議員で組織される国会は、「国権の最高機関」・「国の唯一の立法機関」とされ、憲法改正は国会の発議で行われるようになった。また解散があるためにより民意を反映していた衆議院の優越もあった。内閣は、旧憲法には明文規定が無く、(c)元老などにより選定された首相も国務大臣の天皇への単独輔弼の制度の下では各国務大臣の一人(同輩中の首席)に過ぎなかったが、行政権を内閣に帰属させた新憲法では、議会の信任が内閣存続の要件となる議院内閣制が採用され、国会で選出された首相は国務大臣に対する任免権を保持している。(d)裁判所は、旧憲法では、天皇の名において司法権を行使したが、司法権を裁判所に帰属させた新憲法では、司法権独立・裁判官の独立が明文化され、さらにすべての裁判所に違憲立法審査権も付与された。また、日本国憲法においては国民の基本的権利は「侵すことのできない永久の権利」とされていたのに対し、旧憲法では臣民の権利は永久不可侵の権利である自然権とは考えられておらず、天皇が恩恵的に与えたものとされ、かつ表現の自由・信教の自由などは法律の留保が適用され、法律によって制限可能なものであり、また思想・良心の自由、学問の自由、社会権は規定されていなかった。さらに、この議論においては「法治主義」および「法の支配」という概念も重要である。「法の支配」は為政者を法によって拘束し、国民の権利・自由を確保しようという考えで、国民の権利・自由を侵害するような法は根本的に法とはみなさない概念であり、法の内容を重視する。一方、「法治主義」は人の支配を否定するという点では「法の支配」と同じであるが、適正な手続きに従って制定された法律に基づいて行政を行わなければならないという考えから法の内容よりも法律制定に際しての形式的な根拠を重視し、法律の根拠さえあれば国民の権利や自由を侵害することが可能になる。つまり、法律の留保を適用していた旧憲法は「法治主義」、基本的権利を永久不可侵とした日本国憲法は「法の支配」の性格を有していたことがわかる。以上により、議会・内閣・裁判所が天皇を補完する役割を与えられ、臣民の権利の保障に対して重大な制約が課され、さらに「法治主義」的性格を有していたことから、大日本帝国憲法は外見的立憲主義と呼ばれるのである。

問1 下線部(a)について、明治憲法における天皇大権について、具体的に3つ説明せよ。

問2 下線部(b)について、明治憲法における予算制度には、租税法律主義に関する抜け穴が存在し、財政民主主義の原則が確立されていたとは言えなかった。では、その抜け穴の例を簡潔に説明せよ。

問3 下線部(c)について、最後の元老の名前を記せ。

問4 下線部(d)について、明治時代に、政府の圧力に屈せず、結果的に司法権の独立を守ることとなった事件があるが、その事件名およびその内容を、当時の大審院長の名前も明記して説明せよ。

III

次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。(問1から問4まですべてで400字以内)

次に、法制史家石井良助の『天皇一天皇統治の史的解明』(弘文堂、1950)である。石井は、終戦からわずか五年後、戦後の「象徴天皇制」が日本の歴史とは断絶・隔絶するといった議論・風潮に異をとなえた。まず石井は大日本帝国憲法の特性として、条文が簡潔であったため、運用の妙を発揮する余地が大きかったことを指摘する。実際、明治憲法には「首相」「内閣」の文字も「内閣総理大臣」の文字もない。わずか1条、「國務大臣」の規定あるのみである。故藤井貞文は、明治憲法下の日本では、そうした明治憲法の特性ゆえに時代の要請に見合った政治運営が行われたのであり、明治時代に藩閥政府、大正・昭和初期に政党内閣、その後は軍人が首相になったのだとしばしば述べていた。石井は以下のように解説する。昭和6年頃までは、明治憲法を立憲的民主的に解釈しようとする努力がなされ、天皇の大権と議会議主義とを調和させるために、国家法人説および君主機関説が移入されて、(a)天皇機関説が唱えられ、社会的にも迎えられた。ところが、以後は明治憲法が軽視されて、天皇大権制が軍閥官僚によって悪用され、第1次世界大戦後の不況を経て、(b)満州事変が勃発、非常時となり、社会は軍国化した。このような議会の権能喪失、独裁化は立憲主義を標榜する明治憲法の明文、少なくともその精神に反する。天皇の大権およびその背後にある神秘的権威が表面に押し出され、これが軍閥、官僚の専断的行為を弁護する支柱となってしまった。一石井はこのように述べる。ところが、石井は続けていう。天皇は事実上無力化されたとはいえ、なお法律的には明治憲法第1条の権限をもっていたのであり、だからこそ(c)太平洋戦争では天皇の意思によって終戦が宣言されたのである。ただ、天皇の個人的意思は法律上の効力を生じるわけではなく、國務大臣の輔弼を必要とするから、終戦の決定は天皇の意思のみによったものとはいえない。だが、終戦時の(d)宮中会議で、もし天皇が出席せず、発言がなかったなら、恐らく決戦派を圧伏して終戦を決定させること、最後の決断を天皇に仰ぐということにはならなかっただろう。終戦の会議に終戦を欲する天皇が出席したということが、終戦を可能にした。天皇が終戦の会議に出席したことは、明治憲法第1条の規定が最後の光輝を放ったものといえる一石井はそう指摘して、次のように締めくくる。「終戦と決したに就いては、天皇個人の意思力及びその背後に存する天皇の神格的尊厳性が大きな意味を演じたことは疑を容れないが、然し、法律的に云う時は、明治憲法第1条の規定が決定的な役割を演じたものと云わなければならない」。(中略)「天皇機関説事件」こそが天皇自身の二・二六事件・終戦時の決断を導いた、とも言い得るであろう。また、本「事件」の運動者・推進者は、憲法解釈・「政体」こそ変革し得たものの、憲法運用・「国体」の変革はついに成し得なかった、とも言い得るであろう。

※「昭和史講義—最新研究で見る戦争への道 筒井清忠著 ちくま新書」より引用(問題作成の都合上、一部改変)

問1 下線部(a)について、この学説を主張していた人物名を記せ。また、この学説の内容とその意義を説明せよ。

問2 下線部(b)について、関東軍が満州事変を1931年という時期に起こしたことには、歴史的な脈からしてもある程度の必然性が見受けられる。その必然性の内容を当時の国際事情を考慮して説明せよ。

問3 下線部(c)について、太平洋戦争を日本政府はどのような理念によって正当化したか説明せよ。

問4 下線部(d)について、小磯国昭首相の提唱によって大本営政府連絡会議を廃止して設置された、太平洋戦争末期の日本の戦争指導機関の名称を記せ。